

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る

基本構想等策定支援業務委託仕様書

第1 業務名称

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想等策定支援業務委託

第2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第3 目的

本業務は、伊勢崎市が所有等する土地及び伊勢崎織物協同組合が所有する土地（伊勢崎市曲輪町31番1、2、3、4、5、9及び10の総敷地面積9,203.15㎡）を活用し、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備の事業化に当たり、伊勢崎市図書館を核とした公共施設、民間施設及び織物産業伝承施設の導入機能、規模、概算事業費、整備手法等を整理する「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想（案）」（以下「基本構想案」という。）等を作成するとともに、PFI導入可能性調査等を行うことを目的として実施するものである。

第4 業務内容

1 基本構想案の作成

次の(1)～(4)を踏まえた施設整備の基本構想案及び概要版（案）の作成

(1) 前提条件の整理

ア 伊勢崎市中心市街地の現状と課題の整理

イ 伊勢崎市内の図書館の現状と課題の整理

ウ 関連上位計画の整理

エ 事業の候補地の整理

(2) 参考・先進事例調査

(3) 関係者及び事業者意見の整理

(4) 「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る意見書」の整理

(5) 伊勢崎市図書館の移転・新築に係る市民・利用者・関係者の意見の整理

2 導入可能性調査

(1) 施設整備計画

- ア 候補地の諸条件の整理
- イ 必要規模及び導入機能の検討
- ウ 施設レイアウトの検討

(2) 事業方式及び事業スキームの検討

- ア 導入可能な事業方式案の抽出
- イ 事業スキームの検討（事業方式、事業期間、業務範囲等）

(3) 市場調査

- ア 競合施設等調査
- イ 事業者ヒアリング

(4) 事業の評価

- ア 2～3例の事業スキームごとに収支及びVFMを算出
- イ 定性効果
- ウ 総合評価

3 要求水準書の作成

(1) 要求水準書の作成

整備事業の設計、建設、運営及び維持管理の各段階において、民間事業者が満たすべき基本的要件やサービス水準等を整理し、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を最大限に発揮できるような要求水準書(案)を作成する。

- ア 設計・建設業務に関する条件等（必要諸室、規模、業務概要、必要備品、提出図面等）
- イ 維持管理業務・運営業務に関する条件等（業務概要、業務従事者の条件、業務体制等）

(2) インフォメーション・パッケージ（事業者への提示情報）の整理

4 その他資料等の作成支援

- (1) 公募型プロポーザル方式を想定した募集要項の作成支援
- (2) 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業に合わせて作成する、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画におけ

る対象施設の費用便益比（B／C）の算出

第5 打ち合わせ協議

- 1 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとし、業務着手から業務成果品の納品までに毎月1回を基本として実施する。
- 2 上記による打ち合わせ協議の結果は、受注者が議事録を作成の上、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出するものとする。

第6 成果品

- 1 受注者は、本業務の成果をまとめた成果品を作成し、納品するものとする。
- 2 成果品については、発注者の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引き渡しした時点で、本業務の完了とする。
- 3 成果品は、全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく複製、使用及び流用をしてはならない。

なお、本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 基本構想案 1部
- (2) 基本構想概要版（案） 1部
- (3) 民間活力導入可能性調査報告書 1部
- (4) 要求水準書（案） 1部
- (5) 募集要項（案） 1部
- (6) その他本業務において作成した資料 1式
- (7) 上記(1)～(6)の電子データ 1式

第7 その他

- 1 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 本業務の履行に当たっては、契約締結後速やかに、業務着手届、業務計画書（工程表を含む。）、管理技術者等選任届、その他必要な書類を作成の上、発注者に提出しなければならない。
- 3 本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、管理技術者又は担当技術者に借用書と引き換えに貸与する。受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保する。特に、個人情報の漏えいが起きないように細心の注意を払うものとする。

する。

- 4 受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。
- 5 受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、発注者にこの内容を遅滞なく報告しなければならない。
- 6 本業務の実施に当たり、文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記しなければならない。
- 7 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとする。
- 8 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、その他必要があるときは、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。